

第1編

行政法總論



第 1 章

# 行政法の基礎

テーマ	重要度
第1 行政法とは何か	C
第2 法律による行政の原理	C
第3 行政法の一般原則	C
第4 行政法の適用範囲（行政上の法律関係）	B
第5 行政組織法	A
第6 公物に関する法律関係	C
第7 国家公務員	A

# 第1 行政法とは何か

## 1 行政法のイメージ

現代では、行政活動が市民の日常生活のさまざまな場面に入り込んでいる。このため、行政法は、私たちの日常生活に広く関係している身近な法領域といえる。そうすると、行政法の重要性は、日常性、身近さにある。

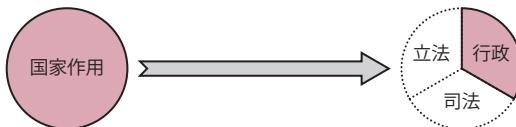
しかし、民法や刑法という名称の法律はあるが、「行政法」という名称の法律はない。実際に存在するのは、行政に関する種々の法律、政令、省令等の国家法、および地方公共団体の条例や規則等の自治立法である。他方、行政に関する不文法も存在する。これら行政関係の諸法令、およびそれを理解するための共通の知識、考え方を体系化したものが「行政法」である。

## 2 行政の観念

### (1) 権力分立と控除説

本来1つである国家権力をその性質に応じて、立法・行政・司法の各権力に「区分」し、それらを互いに独立した異なる機関に担当させるように「分離」し、相互に「抑制と均衡」を図り、諸個人の自由をできる限り防衛しようとする考え方が権力分立である。これを前提として、行政について厳密に定義しようとすると、「国家作用の中から立法作用と司法作用を除いたもの」と考えることができる（控除説）。

[控除説のイメージ]



※ 国家作用から立法作用と司法作用を除いたものが行政概念である

### (2) 侵害行政と給付行政

19世紀における近代国家では、国家の役割は公共の秩序を維持するという作用にとどまる（「夜警国家」）のがよいとされ、行政活動は、市民の権利自由を制約するような侵害行政（課税処分など）が主であった。

しかし、20世紀になると、資本主義の限界が明らかとなり、貧富の差が大きくなつた。そこで、国家には、経済政策を積極的に実施したり、弱者を保護したりすることが求められた。こうして出現したのが「給付国家」であり、国民に便益を供与する諸活動を給付行政（生活保護など）という。

C



### 行政に関する種々の法律

例えば、道路の管理は道路法、公園の管理は都市公園法というように、私たちの周囲は行政法であふれかえっており、その数は1,900にも及ぶといわれています。



### 「行政法」のイメージ

憲法や民法などと異なり「行政法」という名称の法律がないので、具体的なイメージをもちにくいのが「行政法」です。誤解を恐れず「行政法」を一言で説明すると、「行政法」とは、役所（東京の霞ヶ関にある中央省庁、都道府県庁など）に関する法であるといえます。



### 控除説の根拠

控除説の根拠は、行政活動は複雑かつ多種多様なものを持んでおり、その特徴を抽出してこれを積極的に定義するのは事実上不可能な点にあります。



### 「夜警国家」とは

国家の役割を治安の維持等必要最小限に限定した国家のことをいいます。